

封禪儀禮に関する一考察

——光武帝の「封」を視點として——

池田 雅典

目次

はじめに

一、「祭祀志」に現れる「封」と「封禪書」との関係

1. 「祭祀志」の封禪

2. 「封禪書」の封禪

二、「封」の儀禮に用いられる器物

1. 方石

2. 玉牒書

3. 石檢・金縷

4. 金泥・玉璽

5. 石封・石蓋

6. 距石

7. 石闕

三、封土説にあらわれる封禪の儒教化

1. 封土説の發端

2. 封土説の成立

おわりに

はじめに

封禪という儀禮については、その形成過程や目的についてすでに多くの專論があるが、封禪儀禮そのものについては、必ずしも十分に解明されているとは言いがたい。それは、最も有名な武帝の封禪儀禮が如何なるものであったかという問題が、『史記』封禪書（以下「封禪書」と略稱）の記述からはほとんど理解し得ない、という事情が、検討の立ち後れの主因であろう。しかしながら、實際に「封禪」がどのような儀禮であったのかが分からないままに、その成り立ちや目的を議論しても、封禪の本質に迫ることはできないのではなからうか。

これについては、栗原朋信「始皇帝の泰山封禪と秦の郊祀」（『秦漢史の研究』吉川弘文館一九六〇）。以下、栗原論文）が、『續漢書』祭祀志（以下「祭祀志」）の記述より、始皇帝・武帝の封禪は推測できると指摘し、一定の成果を得ている。しかしながら、栗原論文では、「祭祀志」の内容に深く踏み込んで儀禮そのものを検討することはない。これとは別に、石橋丑雄『天壇』（山本書店一九五七）。以下、石橋論文）では、『舊唐書』禮志や『宋史』禮志の記述を踏まえ、封禪儀禮における秦漢から唐宋までの變遷を一覽にまとめている。だが、後に指摘するように、隨所で解釋に誤りが見られ、これをそのまま利用することはできない。兩者を参照しながら、「祭祀志」の解讀に踏み込んだものが、

齊藤實「秦の始皇帝の泰山封禪」(『日本大學藝術學部紀要』第十四號 一九八四。以下、齊藤論文)であるが、栗原論文や石橋論文の誤謬をそのまま踏襲しているほか、資料の解釋にも疑義がある。こうした論文に先んじて發表されたものがシャバンヌの著作であり、封禪儀禮そのものの記述としては最も優れている。ただ、封禪儀禮を専論したものではないために、説明の不十分な箇所があり、また『宋史』禮志を基本的な資料とするため、漢の封禪儀禮とは、若干異なる理解が見られる。

以上のように、歴代封禪儀禮の粗型となる武帝の封禪と、それに基づいた光武帝の封禪について、具體的な儀禮を解明したものは存在しない。そこでまずは、「祭祀志」の記述と後世の封禪儀禮の記述とを付き合わせ、「漢代の封禪儀禮」について明らかにする必要があるだろう。ただし、「祭祀志」は「封」については詳述するものの、「禪」に関する記述がほとんど見えない。このため本稿は、「祭祀志」に現れる光武帝の「封」の儀禮について子細に検討し、封が如何なる器物を用い、如何なる手順によって進行されるのかを明らかにすることにより、封禪儀禮の解明に向けた一助とするものである。

一、「祭祀志」に現れる「封」と「封禪書」との関係

「はじめに」で検討した封禪について述べる論文のほとんどは、「封」という儀禮が、どのような器物を用い、どのような手順で行われるかを明らかにし得ていない。封禪に関する資料は、儀禮の名稱としての「封」と、玉牒書・方石・石檢・距石等をひとくくりにしたいわゆる「壇上石」と、「封泥」と、「封ずる」という行爲そのものと、こうした一連の手順が行われる場所である「封壇」と、封壇を五色土で埋める「封土」という行爲とを、いずれも區別無く「封」の

一字で書き表わしている。これを判別するためには、儀禮全體を把握したうえで、その箇所にあつた意味を判別するほかない。そこで「祭祀志」により、「封」の儀禮の形態について考えていこう。

1. 「祭祀志」の封禪

「祭祀志」における封禪の記述は、大別して、①光武帝による天下統一がほぼ完成した時期、臣下から封禪を行うよう要請のあつたこと、②光武帝が不徳を理由にそれを再三にわたり退けたこと、③しかし、讖緯の書に、封禪を行うことで天下が太平となり、子々孫々まで餘光が續くとあつたため、不徳を承知で封禪を決意したこと、④封禪にあたり、梁松たちに武帝の封禪についての調査・報告を行わたこと、⑤そして、當日、どのような手順で封禪が行われたのかということ、の五段落により構成されている。本稿では儀禮の形態について扱うから、まず④梁松たちの調査・報告について取り上げることにする。やや長いが重要であるため、「祭祀志」に掲載されたその上奏を煩を厭わず掲げよう。

上 梁松らの奏を許し、乃ち「元封の時の封禪の事を求め、封禪に施用する所を議す。有司奏するに、「方石を用て再累して壇中に置くに當たりては、皆方五尺、厚一尺。玉牒書を用て方石に藏すに、牒は厚五寸、長尺三寸、廣五寸、玉檢有り。又石檢十枚を用て石傍に列すに、東西各々三、南北各々二、皆長三尺、廣一尺、厚七寸。檢中の三處に刻むに、深四寸、方五寸、蓋有り。檢には金鏤を用いること五周、水銀を以て和金して以て泥を爲る。王璽は一方寸二分、一枚方五寸。方石の四角に又距石有りて皆再累するに、枚長一丈、厚一尺、廣二尺、皆圓壇上に在り。其の下は距石を用いること十八枚、皆高三尺、厚一尺、廣二尺、小碑の如く、壇を環らし之を立て、壇を去ること三步。距石の下は皆石附有り、地に入ること四尺。又石碑を用い、高九尺、廣三尺五寸、厚尺二寸、壇の丙地に立て、壇を去ること三丈以上、以て書を刻む」と。上石功を用いるは難く、又二月に及

び封せんと欲するを以て、故に²松に詔し故の封石・空檢に因り、更に封を加わうるのみにせんと欲す。松上疏して之を争い、「以爲へらく、登封の禮は、功を皇天に告げ、後に垂ること無窮、以て萬民の爲めにするなり。承天の敬は、尤も宜しく章明たるべし。圖書の瑞を奉ずるは、尤も宜しく顯著なるべし。今舊封に因り、玉牒と故石とに寄竄しては、重命の義に非ざるを恐る。受命中興は、宜しく當に特異にして、以て天意を明らかにすべし」と。遂に泰山郡及び魯をして石工を趣めしめ、宜しく完青石を取るべきも、必ずしも五色無し。時に印工の玉牒に刻む能わざるを以て、丹漆を以て之に書さんと欲せば、會ち能く玉に刻むを得る者を求め、遂に書す。書は刻を祕し、方石中には命もて玉牒を容る。

様々な器物がどのような形状でどう用いられるか、といった詳細は次節にて扱い、まずこの上奏から読み取れる情報について述べよう。傍線部¹によれば、「祭祀志」の記述によれば、光武帝が封禪を行うにあたり参考としたのは、やはり武帝の封禪であった。「祭祀志」には以下、梁松たちにより報告された封禪のための器物が、詳細に記述されている。さらに傍線部²に明らかのように、光武帝の時には、武帝が用いた「封石」や「空檢」といった器物が現存しており、かつ流用も可能な保存状態にあった。梁松たちが實物から形状や寸法を計測し、報告したとしても何ら不自然なことはない。また、『漢書』藝文志の禮家には、

古封禪羣祀 二十二篇。

封禪議對 十九篇。

漢封禪羣祀 三十六篇。

とあり、『封禪議對』には原注として「武帝時也」と添えてあるから、武帝期に封禪儀禮の詳細に關して儒者と方士とが論難し合った記事、つまり「元封の時の封禪の事」が載せられていると考えられる。梁松らは光武帝の許可の下、こ

うした資料や器物を用いてふさわしい封禪のあり方を研究し、光武帝のための封禪儀禮を作り上げたのである。

ところが従來の研究は、「封禪書」の「書祕」や「其事皆禁」という記述により、武帝の封禪は一切が祕密であるかのように誤解したまま、梁松たちが當時残されていた儀注や實際に封禪に用いられた器物から詳細を知ることができたことを全く考慮しないで、「祭祀志」からは「封」の儀禮を明らかにできない、とするのである。栗原論文が異議を唱えたのはここであるが、自身ではこうした誤解を解くに至らなかつた。そこで、「祭祀志」により具體的な儀禮を解明する前に、「封禪書」の記述についても検討しておきたい。

2. 「封禪書」の封禪

「封禪書」に記載される泰山封禪についての具體的な記述は以下の通りである。

泰山下東方に封ずること、郊祠太一の禮の如くす。封は廣丈二尺、高九尺、其の下には則ち玉牒書有り、書は祕す。禮畢へ、天子獨り侍中奉車子侯と泰山に上り、亦た封有り。其の事は皆な禁ず。明日、陰道より下る。丙辰、泰山下阨東北の肅然山に禪し、祭ること后土の禮の如し。

さて問題となる「書は祕す」だが、これはその前文に「玉牒書有り」と書かれているわけだから、明らかに「玉牒書の文面を祕密とする」という意味であり、封禪儀禮そのものを祕密にしたということにはならない。もう一つの「其の事は皆な禁ず」であるが、假にこの「禁」を「一切の記録を禁止する」という意味だとした場合、郊祠太一の禮と同様に行われ、その際に用いられた封石と玉牒書のことか明記される泰山下東方での封は「其の事」には含まれないことになる。つまり「其の事」は「天子獨り侍中奉車子侯と泰山に上り、亦た封有り」にかかるのであって、少なくとも泰山下で行われる儀禮に關しては記録することを禁じられていないことになる。また、そもそも「禁」が「禁止する」とい

う意味だけであるとも限らない。例えば『史記』平準書には、

天子胡を伐たんが爲に、盛んに馬を養い、馬の來りて長安に食む者數萬匹、卒に牽掌する者關中に足らず、乃ち
旁近の郡より調す。而も胡の降りし者は皆な縣官に衣食するも、縣官給さず。天子乃ち膳を損し、乘輿の駟を解
き、御府の禁藏を出して以て之を贍う。

とあり、同じく「平準書」に、

郡國頗る頗害を被り、貧民の産業無き者、募りて廣饒の地に徙る。陛下膳を損して用を省き、禁錢を出して以て
元元に振し、貨賦を寬にせば、民齊な南畝に出でず。

とあり、「三王世家」に、

陛下躬は仁義に親しみ、體は聖德を行い、文武を表裏文す。慈孝の行を顯かにし、賢能の路を廣め、内に有徳を
し、外に彊暴を討つ。極めて北海に臨み、西は月氏に溱し、匈奴・西域は國を擧げ師を奉ず。輿械の費民に賦
われざれば、御府の藏を虚しうして以て元戎を賞い、禁倉を開きて以て貧窮に振るい、戍卒の半を減ず。百蠻の君
風に郷わざるは靡く、承流稱意、遠方の殊俗譯を重ねて朝し、澤は方外に及ぶ。故に珍獸至り、嘉穀興り、天應
甚だ彰かなり。

といった「禁」の用例が見える。これは、『漢書』百官公卿表に、

少府は、秦官なり、山海池澤の税を掌り、以て共養に給す。

とあり、その顔師古注に、

應劭曰く、名づけて禁錢と曰い、以て私養に給す。自ら別に藏を爲す。少は、小なり、故に少府と稱す。師古曰く、
大司農は軍國の用に供し、少府は以て天子を養うなり。

とあるように、國家豫算とは別途に官府が管理している皇帝の私有財産を指して「禁」と稱するものである。これは禁中とか禁裏といった「禁」と同じ用法と思われるが、蔡邕『獨斷』はこれを、

禁中とは、門戸に禁有り、侍御者に非ずば入るを得ず、故に禁中と曰う。

としている。單に進入禁止區域というより、皇帝の私有地であるから許可が無ければ通行を制限される場所、という意味合いになる。ここからあるいは「封禪書」の「禁」も、單に文書の記録と保持とを禁止したという意味合いではなく、皇帝の許可無き閱覽を制限される、という意味であり、文書そのものは存在しているのだ、と推定できはしまいか。さらに「封禪書」の大史公贊には、

太史公曰く、餘は天・地・諸神・名山川を巡察し而して封禪するに従ふ。壽宮に入り祠神の語に侍し、究しく方士祠官の意を觀、是に於て退きて論じ、古より以來の鬼神に用事せし者を次し、具に其の表裏を見る。後に君子有れば、以て覽するを得ん。俎豆珪幣の詳、獻酬の禮に至るが若きは、則ち有司に存す。

とあり、司馬遷は太史令として、武帝の封禪に少なくとも一度は參列しており、また方士や祠官といった者達の持つ資料、さらには實演まで、一通りの知識は持ち合わせていたが、「封禪書」を記述するに當たっては、器物や生贄等は太史令の記録すべき分野ではなく、資料自體は別の有司が保管しているが意圖的に書かなかつた事を告白している。この別の「有司」が、太祝令であろうことについては、「封禪書」に、

今天子の祠を興す所、泰一・后土は三年にして親ら郊祠し、漢家封禪を建て、五年に一たび脩封す。泰一及び三一・冥羊・馬行・赤星の五を薄忌し、寬舒祠官に之き、歲時を以て禮を致す。凡そ六祠は、皆太祝之を領す。

とある。武帝が興した祭祀の主立ったものは、太祝令により管理されていたのである。「封禪書」に掲げられる寬舒は、姓が史、名を寬舒といい、方士であるとされる。史寬舒が太祝令その人であるのか、また別に太祝令がいて、その下で

祠官をしているのか、「封禪書」の記述は判然としないが、泰一と后土の郊祀および封禪に際して、太史令の司馬談と連名で意見を奉って採用されるなど、方士であるとしてもその知識は深く、漢家おかかえの神祇官という立場であったと察せられる。周知のように、司馬遷は、太史公書（『史記』）を完成させるため、恥を忍んで宦官として生きながらえるなど、太史令という職業に人一倍の誇りを持っていた。さればこそ、他者の分限にも敬意を拂ったであろうし、まして父の司馬談と関係の深い寛舒の職掌である「俎豆珪幣の詳、獻酬の禮」に敬意を拂ったことは想像にかたくない。つまり司馬遷は、すべてを知っていながら「封禪書」には、書かなかったのであり、現物は泰山や有司に残存していたのである。

二、「封」の儀禮に用いられる器物

上記の検討により、武帝の封禪儀禮の詳細が後漢にまで傳世し、「祭祀志」に反映されている可能性は明らかにし得たと思われるので、本節では「祭祀志」によって封禪儀禮に用いられる具體的な器物に検討を加えていく。

しかし「封禪」とはいうものの、史書にはほとんど「封」の儀禮にしか觸れられていない。「禪」について、「封禪書」は、

丙辰、泰山下隄東北の肅然山に禪し、祭ること后土の禮の如し。

とし、「祭祀志」は、

二十五日甲午、禪し、地を梁陰に祭り、高后を以て配し、山川の羣神従ふるは、元始中の北郊の故事の如くす。

としており、「后土の禮」も「元始中の北郊の故事」も、地の祭祀である。つまり「禪」には特別な儀禮がなかったの

であり、「封禪」の記事はほとんど「封」に集中する。これは『白虎通』の封禪の項でも同様で、

或いは曰く、封は金銀繩、と。或いは曰く、石泥金繩、封ずるに印璽を以てするなり、と。

とし、「封」の儀禮の具體像についてしか述べていない。⁴ これらが意味するのは、封禪の要素として最重要なのは封の儀禮である、という事實であろう。このため、本節の検討は内容を「封」の儀禮にしぼって行う。なお、「祭祀志」で十分に明らかに出来ない場合は、光武帝の封禪を参考にして行われた唐宋の封禪の記事から補足していく事にする。⁵

1. 方石

方石は、壇上石の中核をなす石で、梁松によれば一邊が五尺、厚みが一尺の直方體である。「再累」とあるが、「累」は重ねること、これを「再」び「累」するので、三段重ねということになる。⁶ 後文に「玉牒書を方石中に藏す」と見えるように、この石の中に玉牒書を収めるので、三段すべてがただの平たい石というわけではない。『舊唐書』禮志ではもう少し詳しく、

以て玉匱を藏するには、方石の再累せしを用う、各々方五尺、厚一尺。方石中に刻みて玉匱を容らしむ。

とされており、方石をくり抜いて、玉牒書と玉檢を合わせた玉匱を収めるスペースを確保していることがわかる。唐の玉牒書は厚さ三分で、玉檢の厚さについては記述がないが、おそらく一尺は越えないであろうから、中央の二枚目をくり抜いている者と思われる。漢代の方石もおそらくは一・三段目は細工のない平坦な石で、二段目だけは中央を穿って玉牒書を収めるスペースが作られたものとみてよい。

後世になると、方石の周圍には石檢を嵌め込むための溝が彫られるが、これは三段重ねた状態ですれが無いように彫る。さらに金繩をかませるための溝も方石に直接彫られるようである。これについては後述する。

2. 玉牒書

玉牒書は、玉作りの「牒」である。牒は元來木の札を指す言葉だが、ここでは玉製である。いわゆる木簡や竹簡を、玉で作った物と考えればいい。「祭祀志」によれば、光武帝の封禪では、玉に文字を刻む職人が手配できなかったため「丹漆」で文字を書いて濟ませようとしているが、この場合、赤い漆自體にさほどの意味はない。石刻の際にはあらかじめ朱で文字を書いておき、それを彫り抜いていくというのが當時の手法であったから、彫らずにその前の段階で止めておいた、というだけのことである。

これに玉檢がつくという。漢代の檢は一般に、木簡等を封し、宛先ラベルにも使われる道具で、ある程度厚みのある長方形の板きれである。檢には四角くくぼみが彫られており、このくぼみを「壘室」という。さらに壘室からは端に向かつて溝が刻んである。木簡の上に檢をかぶせ、溝にひっかけて紐でくくり、壘室に封泥をつめ、上から印を押す。こうすることで手紙の文面を知られることなく配達できるという寸法である。これを玉檢と呼ぶのは、檢を玉で作ったからであろう。つまり、玉製の牒に文面を刻み、上に玉製の檢をのせ、金のひもで縛り、金泥をかぶせ、玉壘を押ししたものの。これをひとまとめで「玉牒書」と呼ぶのである。玉牒の幅が五寸であるのに對し、玉壘のサイズが「一枚方五寸」である。當然ながら玉檢は玉壘より幅廣でなくてはならないし、そうなると玉牒一枚に對し玉檢が廣すぎる。これはなぜかと言え、玉牒は何枚かを並べて用いるためである。

3. 石檢・金縷

さきほど玉檢は玉製の檢であると説明したが、こちらは石製の檢だから石檢である。石檢は方石の脇に沿って立てて

用いられる。長さ三尺というのは、厚み一尺の方石が三段重ねられた高さと同じになる。方石がずれないように、同じ高さの石検で固定しようというわけである。

石検の立て方について、「祭祀志」は「列於石傍」とのみ記している。だが方石の項で少し觸れたように、後代の史書では、あらかじめ方石に刻みを入れ、嵌め込む場所を決めておくらしい。『舊唐書』禮志では、

其の十枚の石検、方石の四邊に刻みて之を立て、纏するに金繩を以てし、封ずるに石泥を以てし、印するに受命璽を以てす。

としており、また、玄宗封禪の際の方石では、『舊唐書』禮志に

方石を用うるに、再累し、各々方五尺、厚一尺。方石中に刻みて玉匱を容らしむ。 旁には檢處を施し、皆な刻むこと深三寸三分、闊一尺。當繩處は皆な刻むこと深三分、闊一寸五分。

とあるように、深さ三寸三分とされる。「闊」はこの場合「廣」と同義であるから、横幅一尺ほどの刻みを入れていることになる。この場合、ここに石検を嵌め込むと、石検の厚さは七寸であるから、三寸七分ほど外にはみ出す形になる。これは、檢に刻まれた璽室と金繩をかけるための溝を活かすための當然の處置であろうが、續く「當繩處は皆な刻むこと深三分、闊一寸五分」という部分は判然としない。石検が半分はみ出しているなら、「當繩處」は石検に刻めばいいのであり、方石に刻む理由は不明である。方石に深さ三分の溝を彫ったとしても、方石の周圍から石検がはみ出している状態では、金繩を溝に収まるように巻くことができないからである。もし『舊唐書』禮志の記述自體は正しいと考えるのであれば、「當繩處」が設けられるところは「方石」ではなく「石検」であったのかもしれない。

一方、『宋史』禮志によると、眞宗封禪では、

旁の施檢處は、皆な刻むこと深七寸、闊一尺。南北各三、東西各二。

として、方石を深さ七寸まで刻んでしまう。つまり厚さ七寸の石檢は凹凸無くびったり嵌め込まれることになる。こうなれば、金繩を巻くための溝も方石の四面全體に彫りこむしかなくなる。いずれにせよ石檢に溝を刻まねばならないことに變わりはないが、完成したときの見榮えでは一番すっきりする。このように形を變えていくところを見ると、方石の外形に對する疑問は古くから存在したのであろう。

さて、ここで漢の石檢に戻ると、宋代の眞宗期と同じはずはないので、唐代と同じく三寸三分の溝を刻んだか、一切刻みを入れていないかとなる。一切刻みを入れないと考える根據は、刻みを入れて方石の外形を損なうことに、いささか疑問を感じるからであるが、唐代の事例に鑑みれば、刻みを入れていた可能性の方が高いであろう。ただし、これについては結論を保留したい。

なお、方石のどこに刻みを入れるかについては、『舊唐書』禮志も『宋史』禮志も「隅を去ること皆な七寸」とし、端から七寸空けるよう指示している。これは、後述する距石のためのスペースであると思われる。

「檢中の三處に刻む」については、その後「深さ四寸、方五寸」と續くからには、壘室を三箇所がち、三段の方石にそれぞれ對應させる、ということになる。だが後世の例では、『宋史』禮志に、

石檢十を爲りて以て蹄を須へること、皆な長三尺、闊一尺、厚七寸。三道を刻み、廣深は纏繩の如し。其の當封處は、刻むこと深二寸、寶を容るるに足るに取り、皆な小石蓋有り、封刻と相應ず。

とあるように、壘室は「當封處」として後文で處理し、「三處に刻む」を「三道を刻む」とし、金繩を巻くための溝の太さ等にあわせて三本刻む、と解釋されている。實際、出土した漢簡の檢には壘室の上中下段にそれぞれ一本ずつ溝が刻まれている例があるから、穩當な解釋である。とすればこども、「(繩用の溝は) 檢中の三處に刻む。(壘室は) 深四寸、方五寸」のように主語が入れ替わっているものと考えられることになる。また、「蓋」は、宋代では石檢そのもの

に蓋が設けられていて、封を保護する作りになっているようであるが、『舊唐書』禮志には、

又た漢の建武中の封禪は、元封時の故事を用い、泰山に圓臺上に封ず。四面皆な石闕を立つ、竝な高五丈。方石有り、再累し、玉牒書を藏す。石檢十枚、四邊に於て之を檢ず、東西各々三、南北各々二、外に石封を設け、高九尺、上に石蓋を加う。周に石距を設くること十八、碑の狀の如し。壇を去ること二步、其の下は石跗の地に入ること數尺。

という形で蓋が存在している。つまり、光武帝の封禪における「蓋」を、『宋史』は石檢の付属品として考えたわけだが、『舊唐書』に見る漢の封禪のやり方では、檢で封じた方石の外に石封を設け、それに石蓋を加えて方石を圍い込む、としていたのである。後に述べるように、石封や石蓋は唐代に廢されているから、宋には石蓋という發想そのものがないかたのかもしれない。

金鏤は、金のロープであるが、いくら加工しやすい金でもロープは作れまい。下記の金泥と同様、水銀に溶かした金粉にロープをひたして作るのではないかと思われる。詳しくは金泥の項で觸れるが、水銀の比率を増すことで液體に近い金泥を作ることも可能である。一邊が五尺の方石に五周させるのだから最低でも十丈、結び目のことを考えると加えて幾分かの長さが必要となる。おそらくは二十五メートル強の細いロープを溶かした金にひたしたものであり、玉や石ほど重くはななくともかさばりそうである。なお、壘室が一つであれば金繩は一本ですむが、壘室が三つであった場合は、それぞれに巻くこととなるから三本が必要である。

4. 金泥・玉壘

金泥は、水銀と金の化合物である。水銀と他の金屬との化合物をアマルガムと言い、金屬でありながら粘土狀である。

金と水銀のアマルガムは古來より金メッキを施す際など使用例が多く、例えば我が國では奈良の大佛に塗金を施すのに用いられたのがこの方法であるという。石野亨によれば、金メッキの混合比率は、金と水銀の比率が1：3ほどになると塗りやすい軟度となり、1：5だと柔らかすぎるもののきれいに塗れ、2：1で混合すると固すぎて全く塗装には向かないという。この事例から推察すると、金泥の比率はだいたい2：1程度なのだろう。この粘土状の金で璽室をふさぎ、上から玉璽を押しして「封」をするのである。

玉璽は文字通り、皇帝の印璽である。「一方寸二分」は印の厚さ、「一枚方五寸」は印面のサイズを指す。檢に彫られた璽室のサイズが方五寸だったから、ぴったりと合うことになる。

5. 石封・石蓋

これまでの過程で見てきた通り、玉牒書は方石の中に藏されるものである。しかし「封禪書」は、「封は廣丈二尺、高九尺、其の下には則ち玉牒書有り」として、「其の下」としている。後で見ると、封の儀禮中には玉牒書を収めるため方石の上段を蓋のように開け閉めする場面があるから、「其の下」と言えないこともない。だが、「封は廣丈二尺、高九尺」の「其の下」である以上、これは方石のことではない。よって、ここでの「封」が何であるかを考える必要がある。『舊唐書』禮志によれば、

又た漢建武中の封禪は、元封時の故事を用い、泰山に圜臺上に封ず。四面皆な石闕を立て、竝な高五丈。方石有り、再累し、玉牒書を藏す。石檢十枚、四邊に於て之を檢じ、東西各々三、南北各々二。外に石封を設け、高九尺、上に石蓋を加う。周には石距を設くること十八、碑の狀の如くし、壇を去ること二歩、其の下は石跗地に入ること數尺。

とあって、唐代では、武帝封禪とそれを踏襲した光武帝封禪では、方石を石檢で封じたのちに、さらに高さ九尺の石封が設けられ、その上に石蓋が乗せられていると考えられていた。「封禪書」の「封」をこの高さ九尺の「石封」と考えれば、兩者の辻褃は合う。

ただし石封の存在は「祭祀志」には見えない。が、『淮南子』秦族訓に、

太山に登り、石封を覆み、以て八荒に望み、天都を視る。

とあるから、武帝封禪の時期と前後して、泰山上には石封が存在する、という知識はあったのであろう。あるいは始皇帝封禪に石封が用いられており、それが知られていたということかもしれない。

その他に石蓋の存在を示唆する資料は、『封禪儀記』の、

馬第伯自ら云ふ、某ら七十人先んじて山巖に之きて、祭山壇及び故の明堂宮・郎官らの郊に肆なごびし處を觀る。其の幕府に入り、治石を觀る。石は二枚、狀は博平、圓九尺、此れ壇上の石なり。其の一石は、武帝の時の石なり。

時に五車を用いるも上ぐる能はず、因りて山下に置きて屋と爲し、五車石と號す……

である。「壇上石」は、玉牒書・方石・石檢・四維の距石等、壇上で用いられる石の總稱だが、これらの石のいずれも「圓九尺」に該当しない。「時に五車を用い……」の「時」が前文の「武帝の時」を指すのであれば、この五車石は、武帝封禪に於ては山上に持って行くのが困難なため、山下での封10に用いられて「屋」となったのであり、「狀博平」ということも考慮すれば、『封禪儀記』に言うところの五車石は則ち『舊唐書』禮志の石蓋と見て差し支えあるまい。

光武帝の封禪は、武帝のそれを模したものであるから、「封禪書」は「石封は廣丈二尺、高九尺、石封の下（の方石の中）に玉牒書がある」と言っていたことになる。このように、「祭祀志」には直接の記述が無いとはいえ、石封・石蓋が存在していたことは、他の資料から十分に傍證できるだろう。なお、石封ではなく土を積んで覆う所謂「封土」と

考える研究もあるが、封土は顔師古によって提唱され、高宗の封禪儀注で採用された唐代の新制度であるから、漢の封禪にこれが用いられることは有り得ない。この問題については次節であらためて論じる。

6. 距石

距石は、壇と壇上石とを固定するための支え石の總稱である。その中でも特に重要なものは、壇上で方石を固定するための距石であり、長さ一丈、厚さ一尺、幅は二尺あって、厚さ一尺というのは方石一枚の厚さと同じであり、方石の四隅に、これも三枚重ねで設置される。四隅というだけでは十字状に四ヶ所なのか、井の字状に八ヶ所なのか判断しかねるが、『舊唐書』禮志に、

距石十二枚を爲り、分けて蹄隅を距す。皆な再累し、各々闊二尺、長一丈、斜に其の首を刻み、蹄隅と相應せしむ。とあるので、一方を方石の角に合わせ九十度に切り込んだ石を十字に三枚ずつ四ヶ所、計十二枚設置するのが正しいということになる。また『舊唐書』禮志では、光武帝封禪の器物について

又た漢建武中の封禪は元封時の故事を用い、泰山に圜臺上に封ず。四面皆な石闕を立て、竝びに高五丈。方石有り、再累し、玉牒書を藏す。石檢は十枚、四邊に於て之を檢じ、東西各々三、南北各々二。外に石封を設け、高九尺、上に石蓋を加う。周に石距を設くること十八、碑の如きの狀、壇を去ること二歩、其の下は石跗の地に入ること數尺。

と説明していて、この壇上距石のかわりに「石封」と「石蓋」が出てくる。壇上距石そのものが石封であるのか、石封の一部が壇上距石であるのか、いまいち判然としないが、その疑問はひとまず置いておく。

これに加え、壇上距石とは別に高さ三尺、厚さ一尺、幅二尺の距石が十八枚、石碑のように壇より三步離れて周圍を

取り圍むように設置される。壇上距石はその形状からして地面に直に置かれたものようだが、こちらの距石には地中に埋めて支えとするための足がついている。その長さは四尺とあって、地上に出ている部分より地下の部分の方が長いことになる。壇上距石と違い、方石を支える性質は無いので距石というのに躊躇を覚えるが、封壇の周圍に埋設することで、土で作られた封壇が崩壊するのを防ぐ効果を狙ったものだろうか。

また別に石碑があり、高さは九尺、廣さ三尺五寸、厚さ一尺二寸で、壇の南に三丈以上離して設置する。「以て書を刻む」とあることから、おそらく封禪の目的を記した刻石文のことを指すのであろう。

7. 石闕

石闕は、「祭祀志」本文には記述が無い。このためか石橋論文は、壇上壇下の距石がすなわち石闕である、と解釋している。だが『舊唐書』禮志には、「石闕及び大小距石を廢することを議す」なる議論が掲載され、石闕と壇上壇下にある大小の距石を撤廢せんとする議論がなされている。石闕がすなわち壇上壇下の距石であるのならば、この議題にはなるまい。つまり兩者は別物であり、その様子は「祭祀志」の劉昭注引ける『封禪儀記』に、

東北に百餘歩し、封所を得。始皇の立石及び闕は南方に在り、漢武は其の北に在り。二十餘歩して北垂の圓臺を得、高さ九尺、方は圓三丈所、兩陛有り。人從るを得ず、上のみ東陛より上る。臺の上に壇有り、方は一丈二尺所、上に方石有り。四維に距石有り。四面に闕有り。

とあるように、封所つまり封禪を行う場所は、高さ九尺、周圍三丈の圓臺であり、その上に封壇があり、その上に方石があり、方石の四隅に距石が設置され、その四面を圍む形で闕がある。さらに『舊唐書』禮志は、

又漢の建武中、封禪は、元封時の故事を用い、泰山に圓臺上に封ず。四面には皆な石闕を立て、竝びに高五丈……。

とし、石闕は圓壇ではなく圓臺の四面に立てられ、しかもその高さは五丈、としている。先に説明したとおり、壇上壇下の距石とは、圓壇上に置かれた方石の四隅を固定する壇上の距石と、圓壇を圍むように配置される十八の壇下の距石のことであるから、石闕とは全く別物であることがわかる。

そもそも石闕とは、裝飾を施された石柱であり、陵廟墓所の入り口等に左右對となるように立てられ、門柱に似た役割をはたすものである。方石を固定する距石とは設置目的が異なるから、同一のものであるはずがない。¹¹⁾

さてこの石闕の役割であるが、ここより圓臺に進み、陛を登って壇上へと向かったのであろう。なお石闕の高さは五丈とあるから、高さ三尺の距石や九尺の小碑とは比べものにならない。ますますもって壇上壇下の距石と石闕が全く別物であることは明らかである。

以上が「祭祀志」に見える封禪儀禮の器物のあらましである。このうち、封壇上に置かれることとなる方石・玉牒書・石檢・金泥・石封・石蓋及び壇上の距石とがひとまとめに「壇上石」と呼ばれる事がある。さらにこれを支えるために用いられる距石や石附は壇の外で封壇を補強する性質を持ち、石碑こと刻石文は、封禪を記念して設置されたパネルの類である。

さて、ここで司馬遷のいう「封」に戻ってみよう。「封禪書」には、「泰山下東方に封すること、郊祠太一の禮の如くす。封は廣丈二尺、高九尺、其の下には則ち玉牒書有り、書は祕す。」と二度「封」が出てくる。このうち後者の「封」は、器物の形状の説明であり、その下に玉牒書を藏する以上、壇上石を指して「封」と言い、前者の「封」は、玉牒書を封印し、距石等を加えて儀禮を完了し終えるまでの一連の作業、つまり「封の儀禮」を總稱したものであると推定される。「封禪書」は、封禪儀禮について説明不足であるかに見えるが、それは司馬遷が封禪儀禮の實態を知っている者

が讀めば判る程度に、敢えて必要最低限な記述に留めたためだということが再確認されよう。

三、封土説にあらわれる封禪の儒教化

前節では「祭祀志」の記述により漢代の封の儀禮について具體的内容を論じたが、本節ではそのうちから特に石封に對する「封土」を取り上げる。既に指摘した通り、「封土」というのは唐に興った新制度であり、漢代には存在しないのだが、石橋論文が、武帝は五色土でもってこれを行い、光武帝封禪には記述が見えないが當然行ったであろうと記述して以降、多くの學術刊行物で、漢の封禪でも封土を行ったかのように紹介されてしまっている。¹²そこで、封土の説とはどのようなもので、どのような誤解からこうした誤謬が廣まったのかを指摘し、さらに封土の説が成立した事情を考へることで封禪を巡る議論について觸れよう。

1. 封土説の發端

「祭祀志」が記述する光武帝封禪の様子は以下の通りである。

食時に至り、御輦 山を升り、日中の後 山上に到りて更衣し、早晡時に位し、壇に即き、北面す。羣臣 次を以て後に陳なり、西上にして位す。畢はり、壇に升る。尙書令 玉牒・檢を奉じ、皇帝 寸二分の璽を以て親しく之を封ず。訖はり、太常は人に命じて壇上の石を發せしめ、尙書令は玉牒を藏す。已みて、石を復して覆ふ。訖はりて、尙書令 五寸の印を以て石檢を封ず。事畢はりて、皇帝 再拜し、羣臣 萬歳を稱す。人に命じて刻みし所の石碑を立てしめ、乃ち復た道より下る。

光武帝の封は從臣を泰山山頂まで參列させるものであり、尙書令や太常、群臣などの參加者が見え、また登山や着替え、臣下の整列、帝自らによる玉牒書の封印と、壇上石内への安置、石檢による封印、刻石文の設置など、當日の式次第が簡潔かつ克明に記されていることが知れよう。そしてそこに、土によって封壇を埋め盡くす、所謂「封土」の制度の記述は見えない。ならば、光武帝の封禪では封土が行われていないと考えるのが普通である。そもそも封土の制度は、『舊唐書』禮志が載せる「圓壇上の土封を議す」なる議論に、

凡そ封を言う者は、皆な是れ積土の名なり。利く分封を建つるに、亦た以て社を班け號を立つ。之を封禪と謂う、厥の義知る可し。今請ふ圓壇の上に於て、方石を安置し、璽緘既に畢はれば、土を加え築きて以て封を爲すこと、高一丈二尺にして廣二丈、五色土を以て封を益し、玉牒を其の内に藏せよ。

とあることに發する。讀めばわかるように、この議論は五色土をかぶせ高さ一丈二尺、廣さ二丈の「封」を作るよう主張するものである。この上奏は可決されたので、『舊唐書』禮志には「石闕及び大小距石を廢するを議す」という議論が續く。

距石の設けらるるは、意を牢固に取り、本より實用に資づけば、豈に雕飾を云わん。今既に積土厚封すれば、天長地久に與するに足る。其れ小距の壇を環り、石闕の健を廻るは、事經誥に非ず、禮義に益無く、煩にして要に非ず。請ふ、從りて減省せよ。

ここで書かれているのは、距石本來の目的は方石を堅牢に固定する實用性であるが、前述のように「積土厚封」の議論が通ったから、經典による裏付けのない距石（及び石闕）は不要につき廢止せよ、というのがその要旨である。つまり、方石を固定するのに封土を用いるという方式は、從來の距石による固定を押しつけて唐で初めて採用されたのであり、したがって漢の封禪に封土が行われていたはずなどないのである。

では何故、資料を読めばわかる事を石橋論文が間違えているのかと言えば、まず石橋氏が資料を斷章引句したのみで読んでいないからであろうが、間違えた理由自體も豫想は出来る。石橋論文が、「封禪書」の内容を解讀するにあたり、『舊唐書』禮志が参考となることを指摘しているからである。「封禪書」には、封禪について記述した後に、

天子皆な親ら拜見し、衣は黄を上げ盡く樂を用う。江淮閒の一茅三脊もて神藉を爲る。五色土益雜封。遠方縦りの奇獸蜚禽及び白雉諸物、頗る以て禮に加え、兕旄牛犀象の屬は用いず。

という餘説を掲げる。この「五色土益雜封」が、先に掲げた『舊唐書』禮志の「以五色土益封」と類似し、また先掲した通り、「封禪書」の封の儀禮については「封は廣丈二尺、高九尺、其の下には則ち玉牒書有り」なる一文が見え、『舊唐書』禮志の「高一丈二尺」及び「玉牒を其の内に藏せ」と類似する。従って「封禪書」の「五色土益雜封」は五色土による封土の事であり、「封は廣丈二尺」は封土が高さ一丈二尺まで盛られる事で、「其の下には則ち玉牒書有り」は玉牒書が封土の中に埋もれている事に當たるのだ、と石橋論文はこの様に説明している。さて、少し考えればわかるように、「封禪書」と『舊唐書』禮志の表記に類似が見受けられるのは、『舊唐書』禮志の記事が「封禪書」を意識してわざと似せたのであって、似せることにより新制度と傳統的な封禪をすり合わせ整合性を取ろうとしたのである。まず漢の封禪があり、それを下敷きにして唐の封禪が行われたのであって、逆ではない。石橋氏は、漢と唐の區別をつけていないためにこのような間違いを犯したのであり、石橋氏を引用している諸氏は、資料にあたるという基本的な作業を行っていないため間違い続けているのである。

では「封禪書」の「五色土益雜封」をどう解釋すればよいのかというと、「五色土もて封に益雜す」と読んで、封壇を作成するときには五色土も混ぜ入れられた、という説明と見るのが妥當である。『舊唐書』禮志には、

又た泰山上の園壇を議して曰く、「四出開道、壇場通義、南面して入升するは、事に於いて允と爲す。今請ふ、介

丘上の圓壇は廣五丈、高九尺、五色土を以て之に加へよ。

とあり、唐の泰山上の圓壇を製作するにあたり、五色土が混ぜ入れられたと明記されている。『舊唐書』禮志を参照したいのであれば、封土の箇所ではなくこちらを引用すべきである。

2. 封土説の成立

さてここで、封土説の成立について少し考えてみよう。『舊唐書』禮志の文章そのものは、『全唐文』に收められる顏師古「封禪議」とほぼ同様の内容であり、つまり顏師古の上奏を原文としている。顏師古が唐の封禪儀禮制定の議論に携わっていたことは『舊唐書』禮志にも明記されているので、これはほぼ間違いない。さてその顏師古は、『漢書』霍去病傳の「封狼居胥山、禪於姑衍」に對する注に、

土を積み山を増すを封と曰い、壇を爲り地を祭るを禪と曰うなり。

と記しているから、「封」字はすなわち土を積むこと、という主張はもとより持論である。また、「封」の字義が元來「土を積むこと」であるというのは儒者傳統の主張であり、『說文解字』にもそうある。

『舊唐書』禮志の議論は、「封」とは元々土を積むことで、諸王を「封建」する時に天子の太社から五色土を分けて國を立てさせるのも「封」に積土の意味があるからであり、ならば封禪でも、方石は五色土を積み益すことで封じられるべきだ、とする主張である。封建の際に五色土を用いるという説の出典は、『尚書』禹貢の「厥貢惟土五色」であり、鄭注ではこれを

王者は五色土を封じて社を爲り、諸侯を建つ。則ち各々其の方色土を割きて之に與へ、社を立たしめ、燾には黄土を以てし、苴には白茅を以てす。茅は其の潔なるを取り、黄は王者の四方を覆うに取る。

と解釋している。このような議論は鄭玄に限らず、例えば『史記』三王世家の褚先生曰論に、

所謂此の土を受けし者とは、諸侯王の始めて封ぜられし者、必ず土を天子の社に受け、歸れば之を立てて以て國社と爲し、歲時を以て之を祠れるなり。『春秋大傳』に曰く、天子の國に泰社有り。東方は青、南方は赤、西方は白、北方は黒、上方は黃。故に將に東方に封ぜられんとする者は青土を取り、南方に封ぜられし者は赤土を取り、西方に封ぜられし者は白土を取り、北方に封ぜられし者は黒土を取り、上方に封ぜられし者は黒土を取る。各々其の色を取り、裏には白茅を以てし、封じて以て社と爲す。此れ始めて封を天子に受けし者なり。此を之れ主土と爲す。主土なる者は、社を立てて之を奉ずるなり。

とあり、『獨斷』下に、

天子の太社は五色土を以て壇を爲る。皇子封ぜられて王者と爲れば、天子の社土を受くるに、封ぜられし所の方を以てす。東方は青を受け、南方は赤を受け、他は其の方色の如し。苴には白茅を以てす。之に授くるに各々其の封ぜられし所の方色を以て、國に歸りて以て社を立つ。故に之を受茅土と謂う。

とある。いずれも、天子の太社に壇を作る際にはそれぞれの方角に應じた五色土を用い、王に封ぜられる者は、天子の五色土の一部を白茅に包んで與えられ、それを使って國社を立てるという内容である。漢代には、祭壇をつくる際には五色土を用いるという儒説が存在した事になる。また近年の甲骨文・金文の研究でも立證されているが、漢代の封禪に際してこの説が採用されることはなかった。武帝は方士の唱える不死登仙の術の通りに封禪を行いたかったから、これは當然のことであろう。逆に、不死登仙の願望などより、天下が統一されたことを示したい唐代では、儒教説を採用して封土の儀禮が立てられたのも必然だったのである。

ただ、光武帝も、こうした漢儒の説を無視したわけでは無いことがその泰山刻石文によってわかる。「祭祀志」には、

……秦の相の李斯は詩書を燔き、樂は崩じ禮は壞る。建武元年より已前、文書は散亡し、舊典は具はらず、經文を明らかにする能はず。章句の細微を以て相況すること八十一卷、明らかなる者もて驗と爲し、又た其れ十卷なるも、皆昭哲ならず。子貢告朔の餼羊を去らんと欲するに、子曰く、『賜や、爾は其の羊を愛しめり。我は其の禮を愛しむ』と。後に聖人有らば、失誤を正せ。石に刻みて記す。

とあり、光武帝本人も、そもそも封禪説が經典に據らないものであることは十分わかっており、それでもなんとか儒教説によって文飾しようとする懸念に努力はしていた。「祭祀志」を讀めば、光武帝は封禪に當たつて讖緯の書より封禪を行うべきという文言を見つけ出し、封禪の模様を羣臣に公開し、畏れ慎んで天命に従い天下のために封禪するのだとアピールしている事がわかる。しかし、儒教に據らないからといって、先帝の定めた壇上石やら距石・石闕といった器物を否定してしまつたら、前漢を繼承・復興させたという自らの大義名分をも否定することになってしまう。わざわざ孔子の言葉を用いているのは、器物が經に據らないことなど十分承知した上で、敢えて武帝の形式を受け継ぎ、封禪儀禮を行うことを優先させるという宣言であり、つまり後世に封禪を行う者に對し、その儒教化という難題を押しつけたということでもある。

つまり、唐儒が封の原義を積土と強調するのも、封禪の「封」があきらかに「封印」の封であり、そのままでは經典に據らない儀禮となつてしまふという、光武帝がやり残した宿題を解消するためである。しかし唐儒にも限界は存在する。距石や石闕を廢した理由が經典に典據がないからだといふのであれば、それによって支えられ飾られる壇上の封石こそ典據を有さないものであり、これも廢されなければならぬはずだが、封石中に玉牒書を封印するという行爲を否定したのでは、封禪儀禮そのものが成り立たない。このため「封印」の部分にはひとまず手をつけず、せめてそれ以外に經典を典據としない要素があれば削り落とそう、という目的が垣間見えるのである。

以上の考察をふりかえると、封禪が秘密の儀禮と考えられてきた理由が、「封禪書」にあったことは既述のとおりであるが、「封禪書」の「書は祕す」は、「祭祀志」の「書は刻を祕す」にあたる。¹³方石内に収める行爲を表すのだから、「封禪書」でこれに對應するのは「其下則有玉牒書」である。群臣へ公開され、即位告天を最大の目的とする光武帝の封禪であっても、玉牒書の文面は秘密である。祕すべき玉牒書の内容を直ちに方士の呪文や武帝の個人的な不老不死の願望に歸する従來の研究には従えないが、玉牒書の内容が祕せられていたことは、これまでで検討した封禪儀禮の手順を考えれば想像されよう。石中に玉牒書を封印することから「封」と呼ばれるのであろうが、誰もが文面を知っている牒を封印することに意義は見いだせない。祕される理由は、封禪があくまで天と天子との間だけで交わされる通信であり、餘人は関われないという要素こそが重要であったからである。つまり、漢代の封禪における「封」とは、従來の諸研究のように、「封土」と考えるべきではなく、栗原論文の唱えた、「封印」こそが主要素であって、封土の説は、漢から唐へかけて、封禪の儒教化、政治的性格が強まるにつけ、封が「封印」であることを否定し、「土を積むこと」を原義とする主張が強まっていったものだ、¹⁴というのはいは正しい理解と言えよう。

おわりに

封禪儀禮の解明にあたり最大の障害は、やはり儀禮が秘密とされていたことにある。さらにその儀禮はもともと經書に典據を持たないから、これを正統化するために後付けの議論がなされてきたことで、ますます混乱が増していた。本稿では、まず「封禪書」「祭祀志」を検討することで、封禪儀禮は非公開とされただけで記述は残されていたという事

を確認し、次に「祭祀志」の記述により封の儀禮の形態について述べ、これらにより封禪儀禮の中核が「封」にあることを確認した。そして最後に、「封」が經書に典據を持たないという漢儒の抱えていた弱點を、唐儒が克服し正當化していく様について述べた。これにより、漢代の封禪儀禮と唐宋の封禪儀禮とは、形態もそれを裏付ける理論も大きく變容しており、石組みの中に玉牒書を嚴重に封印するという行爲が漢代封禪儀禮の最たる特徴であることが理解されるだろう。

ところで、栗原論文には、非公開であった武帝封禪と公開された光武帝封禪との差違により、兩者の政治性の變化を指摘したという一面もあるが、栗原はこれも指摘したのみで検討を残したままにしている。本稿で明らかにした封禪儀禮の詳細を加味すれば、この差違についても新たな知見が得られると思われるが、それはまた稿を改めて論ずることにしたい。

注

*1 津田左右吉「漢代政治思想の一面」『儒教の研究』二卷、岩波書店、1951年。『津田左右吉全集』十七卷に再録）が代表的な研究となる。また、栗原朋信「始皇帝の泰山封禪と秦の郊祀」『秦漢史の研究』、吉川弘文館、1960年）は、武帝封禪の際の刻石文を検討し、始皇帝の封禪には見えなかった儒教的な易姓告代の一面が加わっていること、さらに光武帝の封禪では政治的傾向の重視が進み、封禪を公開するなど皇帝個人の願望という要素が薄れていることを指摘している。さらに、齊藤眞司「光武帝の封禪——その目的について——」『立命館史學』15、1967年）は、光武帝の封禪において、讖緯説によって封禪を儒教化し、方士の影響を排除していく過程を検証している。

*2 Chavannes, Edouard; Le T'ai chan (Paris, 1910). 本稿で参照したものは、臺北の成文出版社によるリプリント版である。また、菊地章太による抄譯『泰山——中國人の信仰』（勉誠出版二〇〇一）がある。

*3

「元始中の故事」は、後漢の祭祀を語る上で頻出する用語であり、成帝の元始年間に攝政の王莽によって制定された一連の祭祀を指す。清朝に至るまでの皇帝祭祀の原型がこの時に定められた。金子修一「漢代の郊祀と宗廟と明堂及び封禪」(『古代中國と皇帝祭祀』汲古書院二〇〇一)を参照。南北郊における天地の祭祀のうち、北郊の地の祭祀が「禪」の儀禮にそのまま延用されているのである。

*4 木村英一「封禪思想の成立」(『中國の實在觀の研究：その學問的立場の反省』弘文堂書房一九四八)は『白虎通』のこの一文を、「封」字についてのみの解釋であり、「封禪」の論として不通と評し、これに對して栗原論文は、封印する行爲が封禪儀禮の本質であるという立場から、『白虎通』の論こそが「封」字本來の字義である、と反駁するが、そもそも『白虎通』の文は封の儀禮について述べているのであり、もとより封禪の論を語ったものではない。兩者ともに論點がずれてしまった理由は、封の儀禮に對する理解が足りないためであろう。

*5 栗原論文が明らかにしたように、祕密主義であった武帝の封禪に對し、光武帝の封禪は群臣に廣く公開され、制限をかけられたのは玉牒書の内容のみである。唐宋において光武帝の封禪を參照とするのに障害があったとは思われないから、第一節の様な檢討は行わない。

*6 齊藤論文は、「方石・石檢・距石があたかも累積するように見えたので」再累であると説明するが、誤り。「再累」の對象は方石だけであり、距石を廢し土封するようになった唐宋の封禪でも、「再累」の語は見える。

*7 檢については大庭脩『木簡』(學生社一九七九)が写真圖版もありわかりやすい。なお齊藤論文は、「檢」すなわち封泥であると理解しているが、誤り。檢は檢であり、封泥は封泥である。

*8 齊藤論文は、「蓋」を宋代同様に見えなし、論據として『封禪儀記』の「檢石長三尺、廣六寸、狀如封篋。長檢十枚」を上げ、篋は箱の意であるから、石檢には衣裝箱のようなふたがあった、と主張する。『封禪儀記』の「狀は封篋の如し」は、石檢そのものの形狀ではなく、石檢を嵌め込んだ際の方石を形容したもので、つまり封篋に例えられているのは方石であって石檢ではない。

*9 石野亨『鑄造——技術の源流と歴史』(産業技術センター一九七七)。なお餘談ながら、武帝は最初の封禪のうち、五年に一度「修封」を行っている。文字通り五年のあいだ風雪にさらされ劣化した金泥を修復し封印しなおすことを指すのであろうが、金泥の性質から考えれば、盜難被害もあったかもしれない。

*10 武帝の封禪は、第一節に掲げた原文に明らかのように、泰山に登る前にまず「封」を行い、泰山に登ってから「再」び「封」を行っている。いわば「封封禪」であり、山上と山下の違いに留意する必要があるが、紙幅の都合上、詳細は別考に著したい。

*11 石闕については、重慶市文化局、徐文彬等編著『四川漢代石闕』（文物出版社 一九九二）などを参照。

*12 例えば齊藤論文は、「祭祀志」には封土の記述が缺落しているとまで主張するし、先掲の金子論文でも封土を行ったことが明記される。その他秦漢時代の概説で武帝が封土を行ったと記述する場合があります、代表的なものに西嶋定生『秦漢帝國』（岩波書店 一九七三）がある。

*13 齊藤論文は、「書秘」と對應するのは「藏玉牒」だとしているが、誤り。「藏玉牒」は玉牒書を方石内に収める行爲を表すのだから、「封禪書」でこれに對應するのは「其下則有玉牒書」でなければならぬ。

*14 ただし栗原論文では、「封印」という行爲を、「封」字の原義である、とまで論じてしまった部分に行きすぎがある。注4に掲げた木村論文の述べる通り、金文・甲骨文の「封」に「土を積む」という性質がある以上、「封」字の原義を考える上では、栗原の主張に全く分は無い。